

JRひがし労仙台 業務部情報

2019年10月15日

NO. 019

JR東労働組合
仙台地本業務部
発行責任者：横山裕介

申8号 台風19号被害発生に伴う緊急申し入れ提出！

先日、発生した台風19号では各地に甚大な被害をもたらしました。計画運休により営業中の列車への被害はありませんでしたが、過去に例のない規模の被害が発生しました。そのような中で職場によって勤務の取り扱いが違ったり、出勤が困難な状況や避難勧告が出される状況でも出勤せざるおえなかったという声も出ていました。今災害によって発生した課題を教訓化し、社員の命を最優先とした対応や職場風土を構築していくために仙台地本として10月15日に申8号として申し入れを提出してきました。今後、真摯な議論を行っていきます。

- 1、大規模災害発生時においては、社員の安全を最優先に指示を行うこと。また現場社員に対する出勤指示、待機指示、勤務解放指示等が統一されていないため、各職場対応を統一すること。
- 2、避難勧告が発令され自治体の指示に従い避難する場合や遠距離通勤により通勤が困難な場合は、自宅待機や通勤災害による勤務認証等の取り扱いを可能とすること。また、勤務者が希望する場合は年休取得を可能とすること。
- 3、災害で甚大な影響があった場合はり災を認定し、り災休暇を付与すること。
- 4、災害によって列車の運休が決まっている場合で、出勤出来ない時は自宅待機とすること。
- 5、今回のように終日運休が決定している場合、運輸職場においては日勤行路等は乗務する列車がないことから勤務解放とすること。また帰宅する交通手段がない場合には、帰宅方法に対しての具体的指示を行うこと。
- 6、災害による職場待機の際には、実労働時間の待機を指示し、休憩時間及び休養時間を別途指示すること。
- 7、職場の多くの社員で休憩室があふれた際は、休憩場所等を確保すること。また、前泊者で乗泊が一杯になった場合はホテル等の宿泊施設を確保すること。
- 8、甚大な被害が発生し、職場待機や宿泊地に送り込みを行う際には食料など確保して目的地に向かわせること。
- 9、計画運休や異常時等で待機となる場合、復活運転や臨行路の発生に対応可能とするために、退勤までの時間を労働時間とすること。また、急遽復活運転する場合は、行路変更含めて、対応出来る人に臨機応変の対応を行うこと。
- 10、10月14日の始発から運転再開を予定していた線区において、運転再開が遅れた原因を線区毎に明らかにすること。また、その対策も明らかにすること。
- 11、今回の事象を受け、線区によっては影響がないにもかかわらず、線路点検の要員が確保できないために運転再開に時間を要しているという声が上がっている。地域交通としての役割を果たしていくためにも、工務職場における要員体制の改善を図ること。

職場の声を基に社員のための職場環境を創ろう！